

## 市民意見聴取に係る施策の概要

案件名： 「第4期あまがさき地域福祉計画」の策定  
 (副題)  
 局課名： 健康福祉局 福祉部 福祉課

施策の目的	誰もがその人らしく安心して暮らせる地域福祉社会の実現を目指し、市民、事業者、行政等の協働による地域福祉の推進に取り組むための行政計画を策定します。
現状・背景	<p>○「あまがさき地域福祉計画」は、社会福祉法第107条の規定に基づく、市町村地域福祉計画にあたるものです。現行の「第3期あまがさき地域福祉計画」は、平成29年度から令和3年度までの5か年計画としています。</p> <p>○第3期計画の計画期間が令和3年度末をもって終了することから、「第4期あまがさき地域福祉計画：(令和4年度から令和8年度までの5か年)」として策定します。</p>
課題	<p>○第3期計画の進捗状況や評価を踏まえつつ、本市の施策の方向性や具体的な取組等について協議していく必要があります。また第4期計画の策定にあたっては、新たに「地方再犯防止推進計画」及び「市町村による成年後見制度利用促進基本計画」としても位置付けることが望ましいとされており、市民、民生児童委員等からニーズを把握する必要があります。</p> <p>○計画の策定にあたっては、令和2年6月に公布された「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」等による国等の動向を踏まえて検討していく必要があります。</p>
施策の策定にあたっての考え方	<p>○計画策定の考え方としては、第3期計画の「点検・評価シート」の評価内容等を精査するとともに、市民、民生児童委員等の関係者を対象としたアンケート調査を実施して、第3期計画の課題等の把握に取り組みます。</p> <p>○また、「尼崎市社会保障審議会(地域福祉等専門分科会を含む)」等において協議を行い、幅広い意見を取り入れて検討していきます。</p>
意見を聴取するポイント	<p>○国の市町村地域福祉計画策定のガイドラインに盛り込むべき事項として規定されている内容や本市計画の「点検・評価」シートの進捗状況や評価等も踏まえるとともに、本市計画に掲げる基本施策や各事業について幅広くご意見を伺います。        (「第3期『あまがさき地域福祉計画』と国の市町村地域福祉計画の策定ガイドラインについて」は別紙参照、「第3期『あまがさき地域福祉計画』の点検・評価について」については市ホームページに掲載しています。)</p> <p>○第4期計画において検討が必要と考えられる主なポイントは次のとおりです。</p> <p>【第4期計画で検討が必要と考えられる主なポイント】</p> <p>①地域共生社会の実現に向けたまちづくりと地域福祉活動の推進        ②全市域における地域の見守り活動の推進        ③分野横断的な包括的支援体制の充実</p>
市民意向調査(ステップ2)の実施手法	令和2年11月以降に、市民、民生児童委員等を対象としたアンケート調査を行う予定としています。
お問い合わせ先	<p>健康福祉局福祉部福祉課        〒660-8501 兵庫県尼崎市東七松町1丁目23番1号 本庁北館3F        電話番号(TEL)： 06-6489-6348        ファックス(FAX)： 06-6489-6329        メールアドレス(Eメール)： ama-fukushi@city.amagasaki.hyogo.jp</p>